	(四) 落葉樹 あじさい類、いちょう、かえで、ざくろ、ばら類、ぼたん、むくげ、その他落葉樹 (五) 常緑樹 さざんか、しゃくなげ、そてつ、つばき類、ふよう、まつ類、その他常緑樹 (六) 球根 アイリス類、クロッカス、シクラメン、すいせん、ダリア、チューリップ、ゆり、その他球根類 二 切花及び切枝 切花（切葉を含む。）、切枝 三 花木 (一) 針葉樹 あかまつ、あすなろ、くろまつ、ひむろ、その他針葉樹 (二) 常緑広葉樹 うばめがし、さざんか、しらかし、つばき、その他常緑広葉樹 (三) 落葉広葉樹 いちょう、うめ、けやき、しらかば、はなみずき、やなぎ類、その他落葉広葉樹 (四) 常緑株もの あすなろ、うばめがし、しゃくなげ、つげ類、その他常緑株もの (五) 落葉株もの あじさい、やまぶき、ライラック、その他落葉株もの (六) 生垣用樹 いぬつげ、さんごじゅ、にっこうひば、その他生垣用樹 (七) 玉物用樹 さつき、つつじ類、その他玉物用樹 (八) (一)から(七)までに掲げるもの以外の花木 そてつ、ささ類、その他(一)から(七)までに掲げるもの以外の花木 四 前三号に掲げるもの以外の観賞用の植物	第三十四類　立木竹並びに木材及び竹材類 一 立木 二 立竹 三 丸太、そま角、その他木材の素材 四 木材の製材 五 木材の単板 六 木材の合板 七 改良木材、集成材、積層材及びパーティクルボード

	八 竹材の素材 九 竹材の基礎資材 十 第三号から前号までに掲げるもの以外の木材又は竹材
	第三十五類　観賞用の魚類
	一 金魚 ひぶな、わきん、りゅうきん、しゅぶんきん、でめきん、きゃりこ、その他金魚 二 錦鯉 ひごい、さらさ、三色、その他錦鯉 三 熱帯魚 四 前三号に掲げるもの以外の観賞用の魚
	第三十六類　真珠類
	真珠
	第三十七類　飼料類
	一 植物性製造飼料 (一) 穀類 米、えん麦、とうもろこし、カッサバ、その他穀類 (二) ぬか類 裸麦ぬか、米ぬか、ホミニーフィード、その他ぬか類 (三) 植物性油かす類 大豆油かす、綿実油かす、ひまわり油かす、菜種油かす、やし油かす、パーム油かす、その他植物性油かす類 (四) 醸造及び蒸留副産物 しょうゆかす、焼酎かす、その他醸造及び蒸留副産物 (五) でん粉製造副産物 グルテンフィード、グルテンミール、かんしょでん粉かす、その他でん粉製造副産物 (六) 製糖副産物 糖蜜、ビートパルプ、バガス、その他製糖副産物 (七) (一)から(六)までに掲げるもの以外の製造副産物 とうふかす、果汁かす、酵母類、その他(一)から(六)までに掲げるもの以外の製造副産物 (八) 乾草類 ルーサン（アルファルファ）ミール及びペレット、ヘイキューブ、稲わら、乾草 (九) (一)から(八)までに掲げるもの以外の植物性製造飼料 二 動物性製造飼料 (一) と場副産物 血粉、肉粉、骨粉、肉骨粉、フェザーミール、飼料用動物性油脂、その他と場副産物